

現行教育大綱（第二次：令和 3 年度～令和 7 年度）

○ 策定にあたって [※市長挨拶文]

近年、少子高齢化の進行やグローバル化、急速な技術革新の進展など、私たちを取り巻く社会環境は大きく変化しています。こうした社会の転換期を乗り越えて、豊かな人生を生き抜くための力を身に付ける上で、教育の果たす役割はますます重要となっています。

折しも、本市は令和 4 年に市制施行 1 0 0 周年を迎え、これまで先人が培ってきた歴史や文化をわが市の誇りある財産として受け継ぐとともに、次の 1 0 0 年へ向けて大きく羽ばたく節目となります。

将来にわたって活力に満ちた川越市とする上で必要なまちづくりは、人づくりでもあります。人がまちに活気を生み、人がつながり、人が未来を切り拓くことが、希望あふれるまちをつくり上げていきます。

教育は、一人ひとりの力や可能性を引き出す大きな力を持っています。未来の川越を担う子どもたちが、地域社会の中で生まれ、夢や希望に向かって、力強く社会を生き抜く力を身に付けられるように努めるとともに、市民一人ひとりが生涯を通じて学びを深めることができる場を整えることで、本市の人づくりが豊かなものとなるよう教育委員会と連携し川越市の教育を推進してまいります。

令和 3 年 3 月 川越市長 川合善明

第三次川越市教育大綱案（令和 8 年度～令和 1 2 年度）

1 策定にあたって [※市長挨拶文]

～別途調整～

令和 8 年 3 月 川越市長 森田初恵

●表記について

- ・ 下線部（直線）…現行教育大綱からの修正箇所
- ・ 下線部（波線）…総合計画引用箇所からの修正箇所（単語・語句レベルなど）

現行教育大綱（第二次：令和 3 年度～令和 7 年度）

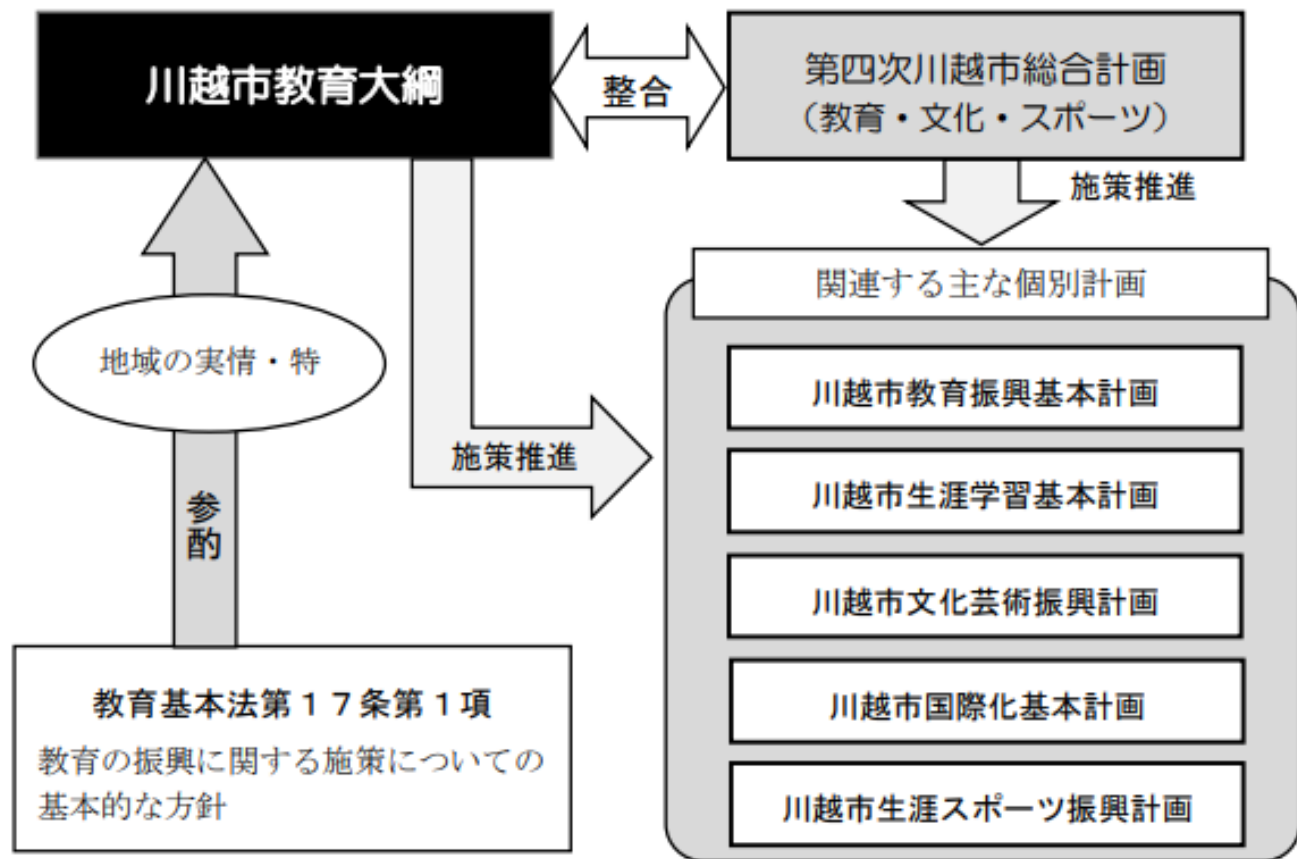
○ 策定の趣旨

教育大綱は、平成 27 年 4 月 1 日に改正された地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 条の 3 の規定に基づくものであり、教育基本法第 17 条第 1 項に規定する基本的な方針を参酌し、地域の実情に応じて、市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱として定めるものです。

この度、平成 27 年度に策定した川越市教育大綱の期間が終了することから、本市のさらなる教育行政の充実を目指し、令和 3 年度を始期とする新たな教育大綱を策定いたします。

○ 策定の考え方

新しい教育大綱では、改めて大綱としての位置付けを踏まえることにより、本市の最上位計画である第四次川越市総合計画（基本構想）における教育・文化・スポーツに関する施策の大綱との整合を図るものとし、その施策の推進においては、川越市教育振興基本計画や川越市生涯学習基本計画などの各個別計画によって取り組むものとします。



○ 大綱の期間

この大綱の期間は令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間とします。

第三次川越市教育大綱案（令和 8 年度～令和 12 年度）

2 策定の趣旨

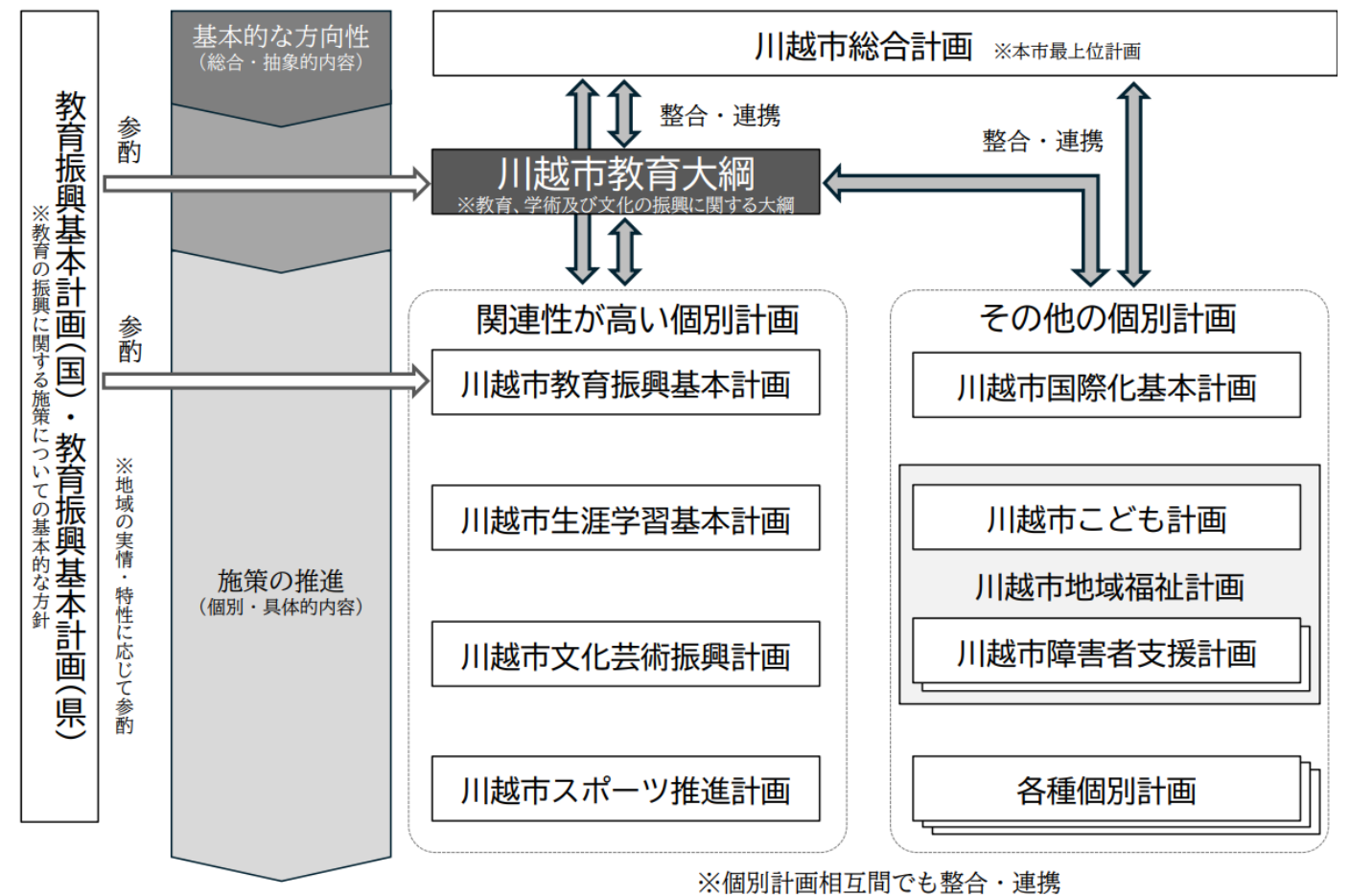
教育大綱は、平成 27 年 4 月 1 日に改正された地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 条の 3 の規定に基づくものであり、教育基本法第 17 条第 1 項に規定する国の基本的な方針を参酌し、地域の実情に応じて、市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱として定めるものです。

この度、令和 7 年度をもって川越市教育大綱の期間が終了することから、本市のさらなる教育行政の充実を目指し、令和 8 年度を始期とする第三次川越市教育大綱を策定いたします。

3 策定の考え方

第三次川越市教育大綱は、本市の最上位計画である第五次川越市総合計画（基本構想）における「教育・文化・スポーツ」分野に関する基本目標との整合を図りつつ、その施策の推進においては、川越市教育振興基本計画や川越市生涯学習基本計画などの各個別計画において取り組むものとします。

また、教育分野との関連がある「こども・子育て」分野などに関しては、川越市こども計画をはじめとした他の個別計画とも連携しながら、本市の教育、学術及び文化の振興を図ります。



4 大綱の期間

この大綱の期間は令和 8 年度から令和 12 年度までの 5 年間とします。

## ○ 基本理念

本大綱における基本理念は、第四次川越市総合計画（基本構想）の教育・文化・スポーツにおける施策の大綱に基づき「歴史と文化を感じながら学びあい、豊かな心を育む川越市の教育」として定めます。

### 「歴史と文化を感じながら学びあい、豊かな心を育む川越市の教育」

本市には、先人から受け継いだ多くの歴史的遺産や伝統文化があります。その歴史・文化に触れ、込められた先人の想いを感じることは、郷土に対する愛着と誇りを生み、心豊かな人間性を育むとともに地域社会のつながりを生み出すものです。

また、子どもから高齢者まで、市民一人ひとりが学びあえる環境は、学びによる気付きやふれあいを通じて、支えあい、高めあう豊かな市民社会の形成をもたらすものです。

本市の財産である歴史・文化のもと、ともに学びあえる場を通じて、人を思いやり、お互いを尊重して、激しい時代の変化にあっても主体的に社会の形成へ参画する、豊かな心を育てていくことを理念に、本市の教育による豊かな人づくりを推進します。

## 5 基本理念

本大綱における基本理念は、第五次川越市総合計画（基本構想）の教育・文化・スポーツ分野における基本目標に基づいて、以下のとおり定めます。

### ● 基本理念

### 「共に学び、ふれあい、豊かな人生を送れる川越市の教育」

グローバル化や技術革新が急速に進み、より一層変化が激しく予測が困難な時代となる中、こどもたちが社会の変化に向き合い、自らの手でより良い社会と豊かな人生を創っていけるよう、成長を後押ししていくことが必要です。

本市では、全てのこどもが、個性や興味・関心に応じて主体的に学習し、多様な他者との対話を通じて学び合いながら成長していけるよう、学校と、地域や家庭が連携・協働して質の高い教育を実現することで、次代を担うこどもたちの生きる力を育む施策を進めます。

また、人生100年時代を見据える中で、長い人生をより充実したものとするために、生涯にわたって、学びや文化芸術、スポーツに親しむことは一層重要となっています。本市では、多くの人々が、学びや文化芸術、スポーツを身近に感じ、気軽に取り組める環境を整えることや、地域の人々と共に郷土の伝統を守り伝えていくことなどを通じて、あらゆる世代が楽しみながら交流を深め、豊かな人生を送れる施策を進めます。

※引用元：第五次川越市総合計画（基本構想）－2分野別の方向性  
－政策分野「教育・文化・スポーツ」の基本目標など  
（一部の単語・語句を修正）

## ○ 施策の方針

第四次川越市総合計画との整合のもと、教育大綱の基本理念の実現を目指して、7つの施策の方針を定めます。

### 1 生涯学習活動の推進

市民一人ひとりが生涯にわたり主体的に学び続けられる生涯学習の環境づくりを推進します。また、学びを通じて地域や世代間のつながりを広げます。

### 2 生きる力を育む教育の推進

児童生徒一人ひとりに確かな学力や豊かな心等が身に付く取組を推進します。また、幼児期の教育や保育と小学校の連携や、小学校と中学校間などとの連携を図るとともに、きめ細かな生徒指導を充実させます。

### 3 教育環境の整備・充実

社会状況の変化に応じた学校施設等の整備、小学校や中学校の適正規模化、通学区域の弾力化を図ります。また、学校給食の充実を図ります。

### 4 文化芸術活動の充実

市民の文化芸術活動の支援や文化芸術に触れる機会づくりを推進し、成熟したまちにふさわしい文化芸術活動の充実に努めます。

### 5 文化財の保存・活用

本市が誇る文化財を保護し、次世代に継承します。また、伝統的建造物群保存地区等について、歴史的風致の維持、向上に努めます。

### 6 多文化共生と国際交流・協力の推進

国際化の進展に伴い、多くの市民に国際交流・協力の機会を提供することに努め、外国籍市民を含めた全ての市民が暮らしやすい多文化共生のまちづくりを進めます。

### 7 生涯スポーツの推進

スポーツ・レクリエーション大会の充実を図るとともに、地域の誰もが日常的にスポーツに親しむことができる環境整備に努めます。

## 6 施策の方針

第五次川越市総合計画との整合のもと、教育大綱の基本理念の実現を目指して、6つの施策の方針を定めます。

6つの施策の方針については、第五次川越市総合計画の各政策分野における方向性との連携を図ります。特に「こども・子育て」分野においては、こどもや若者が将来に希望を持って自分らしく成長できるように、こどもに係る各種相談・支援（いじめや不登校等）、放課後児童健全育成事業（学童保育）をはじめとした居場所づくり、経済的負担の軽減などにおいて、効果的な取組を進めます。

### ● 6つの施策の方針

#### 1 生きる力を育む教育の推進

こどもたちが、変化の激しい社会でたくましく生き抜く力を育みます。

追記

#### （施策の方向性）

##### (1) 確かな学力の育成

- ① デジタル技術を効果的に活用しながら、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図ることで、思考力、判断力、表現力や、主体的に学習に臨む姿勢など、未来の担い手として必要な資質・能力の育成を図ります。
- ② グローバルな社会で活躍するために必要な資質・能力を育成するため、英語によるコミュニケーション能力の育成や、国際理解を深める教育の充実を図ります。
- ③ 情報化社会の中で、様々な社会課題を解決できる資質・能力を育成するため、情報や情報技術を適切かつ効果的に活用できる情報活用能力の育成を図ります。

##### (2) 豊かな心と健やかな体の育成

- ① こどもたちの自己肯定感や他者を思いやる心を育むため、様々な体験活動や読書活動、道徳教育などの充実を図ります。
- ② こどもたちが生涯にわたって健康的な生活を送れるよう、規則正しい生活習慣や運動習慣の確立を図るとともに、感染症等から健康を守るための指導の充実を図ります。
- ③ 食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付ける食育を進めるとともに、食育の生きた教材として、栄養バランスのとれた安全安心でおいしい給食を提供します。

##### (3) 学校生活における支援の充実

- ① こどもたち一人ひとりの発達の状況に応じたきめ細かな支援を行うため、幼稚園・保育園・小学校間や小学校・中学校間、中学校・高等学校間等の連携を深め、生活指導上や学習指導上の共通理解の形成を図ります。

○ 施策の方針（続き）

6 施策の方針（続き）

追記

- ② 全てのこどもが楽しく安心して学校生活を送れるよう、いじめ、不登校等の未然防止、早期発見、早期対応を図るとともに、様々な課題を抱えるこどもに対し、一人ひとりに寄り添ったきめ細かな支援の充実を図ります。
- ③ 障害のあるこどもたちの主体的な学習と自立を支援するため、特別支援教育の充実を図り、きめ細かな支援を推進するとともに、全てのこどもが共に学び合う教育を推進します。
- (4) 市立川越高等学校の特色ある教育の充実
  - ① 大学、専門学校への進学や就職など、生徒の多様な進路希望を実現できるよう、教職員の進路指導力向上を図ります。また、時代の変化に対応した教育環境の整備充実を図ります。

2 学びを支える教育環境づくり

こどもたちが安心して質の高い教育を受けられる環境をつくります。

追記

(施策の方向性)

- (1) 教職員の指導体制の充実
  - ① 教職員が時代のニーズや様々な教育課題に対応できるよう、効果的な研修の充実や校内の連携体制の強化を図ります。
  - ② 教職員が、こどもたちに向き合う時間や自己研鑽の時間を十分に確保できるよう、デジタル技術などを活用した事務負担の軽減を図ります。
- (2) 地域とともにある学校づくりの推進
  - ① 学校と家庭、地域が連携・協働するコミュニティ・スクール等を推進し、こどもたちの教育活動の充実を図るとともに、地域でこどもを育てる力の再生と地域コミュニティの活性化を図ります。
  - ② こどもたちが生涯にわたりスポーツや文化芸術活動に継続して親しむ機会を確保できるよう、地域の関係団体や保護者等との相互理解を深めながら、部活動の地域展開を推進します。
- (3) 教育環境の整備・充実
  - ① こどもたちが学校において安心して質の高い教育を受けられるよう、学校施設に関して、時代の変化に対応した学習環境の向上と老朽化対策を一体的に推進します。
  - ② こどもたちが集団の中で切磋琢磨できる環境を整えるため、児童生徒数の推移や校舎の老朽化の状況などを踏まえ、学校の配置や規模、通学区域等の見直しを図ります。

○ 施策の方針（続き）

6 施策の方針（続き）

3 生涯学習活動の推進

誰もが意欲や関心に応じて学習し、その成果を生かせるように進めます。

追記

（施策の方向性）

- (1) 多様な学習機会の充実
  - ① 市民一人ひとりの学習ニーズに対応するため、大学等の高等教育機関との連携やデジタル技術の活用などを進め、ライフステージやライフスタイルに応じた多様な学習機会の充実を図ります。
- (2) 学習成果を生かせる仕組みづくりの推進
  - ① 誰もが、学びを通じて身に付けた知識や技術、経験等を地域で生かすことができるよう、市民による講座開催など、学びの成果を生かせる場の充実を図ります。
  - ② 様々な世代の人が共に学び合い、地域課題の解決につなげられるよう、気軽に参加でき、楽しみながら身近な課題について学習できる機会の充実を図ります。
- (3) 利用しやすい学習施設の充実
  - ① 誰もが主体的に質の高い学習活動を行えるよう、公民館、図書館、博物館などの身近な学習施設において、時代のニーズを踏まえた学習環境や学習機会を提供するなど、多様な学習支援の充実を図ります。

4 文化活動の推進

誰もが気軽に文化芸術に親しみ、交流できるように進めます。

追記

（施策の方向性）

- (1) 文化芸術に親しむ機会の充実
  - ① 誰もが文化芸術を身近に感じられるよう、様々な文化芸術を気軽に鑑賞・体験できる機会の充実を図ります。
  - ② 文化芸術活動を楽しみながら意欲的に続けることができるよう、文化芸術活動の発表機会やイベントなどの充実を図ります。
- (2) 文化芸術を通じた交流の促進
  - ① 各種活動団体への支援や、活動を担う人材の育成を進め、文化芸術活動を通じた地域交流の促進を図ります。
- (3) 文化施設の充実
  - ① 文化芸術の活動拠点として、時代のニーズを踏まえた、より魅力的で利用しやすい文化施設の整備充実を図ります。
- (4) 様々な地域との文化交流の充実
  - ① 国内外の姉妹・友好都市と、幅広い分野において、多様な手法による交流を促進するとともに、様々な地域の文化等を学ぶ機会の充実を図ります。

○ 施策の方針（続き）

6 施策の方針（続き）

5 スポーツ活動の推進

誰もが気軽にスポーツに親しみ、交流できるように進めます。

追記

（施策の方向性）

- (1) スポーツに親しむ機会の充実
  - ① 誰もがスポーツを身近に感じられるよう、様々なスポーツを気軽に鑑賞・体験できる機会の充実を図ります。
  - ② スポーツを楽しみながら意欲的に続けることができるよう、スポーツ大会、イベントなどの充実を図ります。
- (2) スポーツを通じた交流の促進
  - ① 各種活動団体への支援や、活動を担う人材の育成を進め、スポーツを通じた地域交流の促進を図ります。
- (3) スポーツ施設の充実
  - ① スポーツの活動拠点として、時代のニーズを踏まえた、より魅力的で利用しやすいスポーツ施設の整備充実を図ります。

6 文化財の保存・活用

地域固有の貴重な文化財を、地域総がかりで保存・活用し、次世代に継承してまいります。

追記

（施策の方向性）

- (1) 適切な保存・活用の推進
  - ① 地域の歴史遺産の状況を把握するため、継続的な調査を行い、未指定文化財に代表されるような、一般には余り知られていない歴史遺産の掘り起しを図るとともに、指定等文化財についても管理状況などの現状把握を進めます。
  - ② 指定等文化財について、所有者が適切な保存・活用、継承を図れるよう支援するとともに、市所有の指定等文化財の保存・活用を計画的に進めます。
  - ③ 文化財の保存・活用に地域総がかりで取り組めるよう、幅広い世代の多様な主体が参画できる仕組みづくりを進めます。また、講座の開催等により、地域における新たな担い手の育成・確保や、保存に必要な知識・技術の継承を図ります。
- (2) 地域固有の文化財の理解促進
  - ① 文化財の本質的な価値や魅力を、広く市民や来訪者に伝えるために、公開や普及啓発を行うほか、観光や教育など幅広い分野において、各文化財の特性に応じた適切な活用を図ります。

● 引用元について

第五次川越市総合計画（前期基本計画）における政策分野「教育・文化・スポーツ」の「施策の目的（目指す姿）」及び「施策の方向性」より  
（一部の単語・語句等を修正）

## 現行教育大綱（第二次：令和3年度～令和7年度）

### ○ 大綱の推進と進捗管理

川越市教育大綱に定めた7つの施策の方針に沿って、関連する個別計画によって具体的な施策を推進するとともに進捗管理を行います。また、その内容については、必要に応じて川越市総合教育会議において、確認することとします。

## 第三次川越市教育大綱案（令和8年度～令和12年度）

### 7 大綱の推進

川越市教育大綱に定めた6つの施策の方針に沿って、関連する個別計画によって具体的な施策を推進するとともに進捗管理を行います。また、その内容については、必要に応じて川越市総合教育会議において、確認することとします。